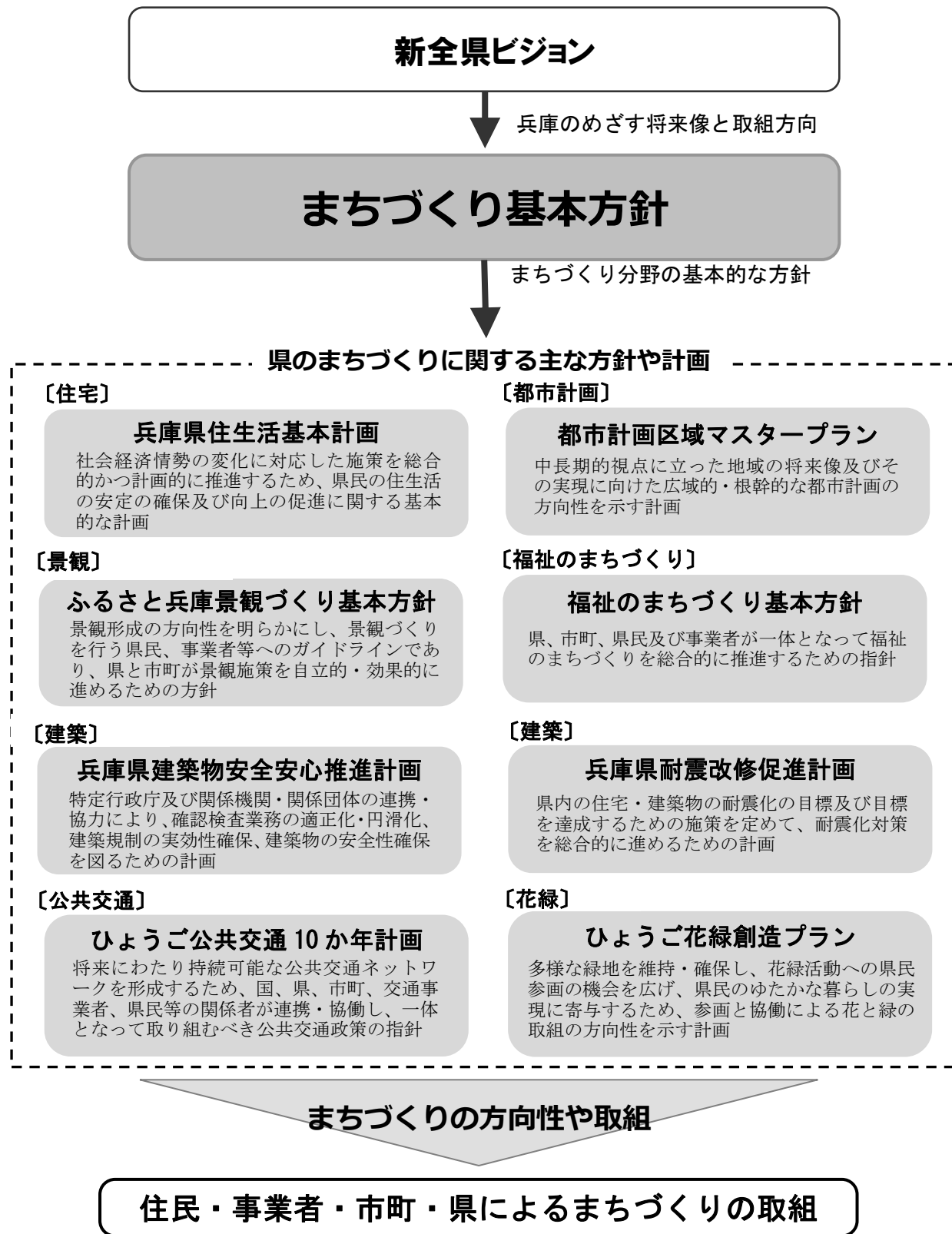


◆まちづくり基本方針の位置付け

まちづくり基本方針は、新全県ビジョン(21世紀兵庫長期ビジョンに代わる兵庫県の新しい全県ビジョン)のまちづくり分野における基本的な方針とし、この方針を踏まえた県の様々なまちづくりに関する方針や計画とも調整を図り、住民、事業者、市町及び県によるまちづくりの方向性や取組を明らかにするものとする。



◆まちづくり基本方針の対象範囲

○まちづくり基本方針は、以下を主な対象範囲として「取組の方向」等を定める。

「都市と集落及びそれらの周辺部における日常生活に関わる空間づくり（ハード）とそれに関係する人づくりや仕組みづくりなど（ソフト）」

○まちづくり基本方針のうち「具体の取組」に関する部分は、県の行政計画として、県の取組を定める。

概念	分野	取組の主体			
		県	市町	住民・団体	事業者
空間づくり (ハード)	・農林水産業振興（基盤整備）等				
	まちづくり (日常生活空間関係)	基本方針において「取組の方向」等を定める範囲			
人づくり・仕組みづくりなど (ソフト)	・住宅、都市計画、景観、福祉のまちづくり、建築、公共交通、花緑 等				
	・観光振興、産業振興、生涯学習、男女協働参画 等				

基本方針において「具体の取組」を定める範囲

【上記区分による具体の取組例】

分野	関係計画	日常生活に係る空間づくり（ハード）の取組例	日常生活に係る空間づくりに関係する人づくり・仕組みづくりなど（ソフト）の取組例
福祉のまちづくり	福祉のまちづくり基本方針	・施設のバリアフリー化の推進	・施設のバリアフリー状況の情報公開の推進 ・福祉のまちづくりに関する教育 等
住宅政策	兵庫県住生活基本計画	・住宅の耐震化・省エネ化の促進 ・空き家の改修支援	・住替え・リフォーム等に関する居住支援（情報提供・相談）の推進 ・団地再生の推進
景観行政	ふるさと兵庫景観づくり基本方針	・景観形成地区の指定	・景観形成に関する情報発信、専門家派遣、人材育成 等